

平成20年第3回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

11月定例会会議録

平成20年11月27日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録

平成20年11月27日（木曜日） 午後1時01分開議

出席議員

2番 山崎 誠二	4番 坂井 良和
5番 西林 克敏	6番 松本 光治
7番 根来 勝利	8番 大谷 敏子
9番 戸野 茂	10番 高岡 優子
11番 橋本 邦寿	12番 寺坂 修一
13番 山本 秀明	14番 神田 隆生
15番 乾 一	16番 山本 純
17番 奥田 悦雄	18番 空地 秀晃
19番 渡辺 豊子	20番 貝長 徹

欠席議員

1番 北山 良三	3番 高田 雄七郎
----------	-----------

説明のため出席した者

広域連合長	吉道 勇
副広域連合長	倉田 薫
副広域連合長	馬場 好弘
副広域連合長	中 和博
事務局 長	九鬼 康夫
事務局次長兼 総務企画課長	松本 考史
資格管理課長	隅野 巧
給付課長	清水 均

職務のため出席した者

書記	大西 のぶえ
書記	関 一

議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 第 1 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求め
る件
- 日程第 5 第 2 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例制定の件
第 3 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件
第 4 号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例一部改正の件
- 日程第 6 第 1 号報告 平成 19 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計決算報告の件
- 日程第 7 一般質問

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時01分 開議

根来議長 それでは、ただいまより平成20年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開会いたします。

まず、開会に先立ち、広域連合長からごあいさつがございます。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長の吉道勇でございます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、制度施行後7カ月余りが経過し、本来であれば制度の定着期間に入るところでございますが、国においては1年程度の期間をかけて制度の見直しに関する検討を行うことといたしております。今後、このような動きを注視しつつ、本広域連合といたしましては、現行制度のもと高齢者の方々に安心して医療を受けていただけるよう、適切な制度運営に努めてまいり所存であります。

本日は、副広域連合長の選任同意、平成19年度一般会計決算等についてのご審議をお願いいたします。議案の内容につきましては、後程説明をさせていただきますが、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に先立つごあいさつといたします。

根来議長 連合長のあいさつは終わりました。

ただいまの出席議員は18名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。ただいまより平成20年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議席の指定を行います。

10月22日付で広域連合議員の欠員に係る選挙にご当選されました山本秀明議員の議席については13番を、神田隆生議員の議席につきましては14番を指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番、高岡優子議員及び11番、橋本邦寿議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定でございます。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日11月27日の1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

根来議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日11月27日の1日と決定いたしました。

日程第4、第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

吉道広域連合長 第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

副広域連合長につきましては、規約第12条第4項の規定により、関係市町村長のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。

この規定に基づきまして、馬場好弘氏、中和博氏を副広域連合長に選任いたしたく、ご提案するものであります。

何卒よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

根来議長 提案理由の説明が終わりました。

第1号議案について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、馬場好弘氏、中和博氏を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

根来議長 異議なしと認めます。よって、第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま選任同意いたしました馬場副広域連合長及び中副広域連合長が本日の会議に出席されます。

〔馬場副広域連合長、中副広域連合長入場〕

根来議長 お二人を代表して、馬場副広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

馬場副広域連合長。

〔副広域連合長 馬場好弘君 登壇〕

馬場副広域連合長 ただいま副広域連合長の選任にご同意を賜りました寝屋川市長の馬場好弘でございます。また、中町長さんでございます。代表いたしまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

もとより微力ではございますが、広域連合長を補佐し、住民の負託にこたえるべく、後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす覚悟でございますので、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単措辞でありますけれども、お礼のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

根来議長 ごあいさつは終わりました。

次に、日程第5、第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件」、第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件」及び第4号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例一部改正の件」を一括議題といたします。

第2号議案から第4号議案までについて、提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

九鬼事務局長 第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件」、第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件」及び第4号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例一部改正の件」についてご説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についてでございますが、本年6月に地方自治法が改正され、議員の報酬に関しては行政委員会委員や非常勤の職員の報酬の支給根拠とは別に新たな根拠規定が設けられますとともに、名称につきましても議員報酬という固有名詞を用いる旨の改正が行われました。

これを受けまして、これまで本広域連合におきましては、議員及び広域連合長等特別職の職員の報酬等に関しましては、1つの条例により定めておりましたが、議員報酬、費用弁償等について新たに単独の条例として制定することとしたものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は趣旨規定でございまして、議員報酬及び費用弁償並びにその支給方法についてはこの条例の定めるところによる旨規定しております。

第2条は、議員報酬は議長、副議長、議員の別に支給し、その額は別表1のとおりである旨規定しております。額につきましては従前どおりでございます。

第3条は、議員報酬の支給方法を定めております。

第4条は、公務のために旅行した際の費用弁償の種類及び額を定めております。内容につきましては従来どおりでございます。

第5条では、費用弁償の支給方法について、条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によることとしております。

本条例は、公布の日から施行することとしており、なお、附則第2項におきまして、大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しております。これは、本条例の制定に伴い、現行の報酬条例の規定の中から議員に関する規定を削除する等の規定整備

でございます。

議案書5ページをお開きください。

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例についてでございますが、本広域連合職員の給与に関する条例は、大阪府の職員の給与に関する条例に準じております。大阪府の条例が本年7月23日に改正されましたので、本広域連合におきましても条例改正を行うものでございます。

改正内容は2点でございます。

1点目は、条例第14条に規定する住居手当についてでございます。持ち家に係る住居手当の額を4,600円から2,500円に引き下げるとともに、支給対象を新築または購入の日から起算して5年を経過していないものに限るといたします。

第2点目は、第15条に規定する通勤手当でございます。自転車等の交通用具を使用して通勤する場合の支給額を、45キロメートル以上50キロメートル未満の場合2万3,000円を2万1,800円に、50キロメートル以上55キロメートル未満の場合2万5,700円を2万2,700円に、55キロメートル以上60キロメートル未満の場合2万8,100円を2万3,600円に、60キロメートル以上の場合3万500円を2万4,500円に引き下げるものでございます。

住居手当及び通勤手当とも国基準に準拠する内容の改正でございます。

条例の施行期日は平成20年12月1日でございます。

なお、現在、本広域連合は市町村等からの派遣職員で構成されておりますことから、本条例改正の規定の適用を受ける職員はございません。

議案書6ページをご覧ください。

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例も給与に関する条例と同様に、大阪府の職員の旅費に関する条例に準じております。大阪府の条例が改正されましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、管内における旅行中の日数に応じて、一日当たり200円支給される旅行雑費を廃止するものでございます。この改正につきましても、国基準に準拠する内容の改正でございます。

この条例の施行期日は平成20年12月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

根来議長 提案理由の説明が終わりました。

第3号議案について発言の通告がありますので、これを許可します。

神田議員。

〔14番 神田隆生君 登壇〕

神田議員 神田です。

第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件」について、1点だけ質問いたします。

今のご説明でもありましたように、大阪府が通勤手当等を引き下げたからというのが理由ですが、この点について改めて確認をいたします。

根来議長 これより理事者の答弁を求めます。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

松本事務局次長兼総務企画課長 ただいま神田議員のほうから、いわゆる通勤手当の改正にかかわって、大阪府が手当を引き下げたから引き下げたのかということでございましたけれども、そのとおりでございます。

根来議長 質疑については以上ということで締め切りしたいと思います。

これより討論に入ります。

神田議員。

〔14番 神田隆生君 登壇〕

神田議員 第4号議案も大阪府が変えたからということでありましたけれども、少なくとも第3号議案につきましては大阪府が通勤手当等を引き下げたから、それに準じて広域連合の職員の引下げも行うということは、敢えてする必要はないということを表明して、反対といたします。

根来議長 反対討論は終わりました。

討論は以上でございます。

これより採決に入ります。

議案ごとに分離して採決いたします。

第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

根来議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件」について、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

根来議長 多数賛成と認めます。よって、第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の件」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第4号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例一部改正の件」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

根来議長 異議なしと認めます。よって、第4号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例一部改正の件」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 6、第 1 号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計決算報告の件」を議題といたします。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

九鬼事務局長 第 1 号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計決算報告の件」につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第 1 項の規定に基づき調製し、同条第 2 項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり一般会計決算審査意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく提案するものでございます。

議案書別冊、平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書 2 ページをお開きください。

初めに、歳入につきましては、1 款分担金及び負担金、1 項負担金につきましては、予算現額11億6,945万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の11億6,945万4,000円でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金につきましては、予算現額22億4,964万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも22億4,964万5,286円でございます。

3 款繰越金につきましては、予算現額1,270万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,270万8,694円でございます。

4 款諸収入、1 項預金利子につきましては、予算現額271万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも271万8,100円でございます。2 項雑入につきましては、予算現額231万円に対しまして、調定額、収入済額とも231万13円でございます。

5 款寄附金につきましては、寄附金が3万円ございましたので、歳入に計上しております。

以上、歳入合計としまして、予算現額34億3,683万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも34億3,686万6,093円で、予算現額と収入済額との差は3万2,093円の増額となっております。

4 ページをお開きください。

歳出でございますが、1 款議会費でございますが、予算規模270万5,000円に対しまして、支出済額179万1,750円で、不用額91万3,250円でございます。不用額の主な理由は、議会の開催場所として、無料の会場を使用したこと、議案書等の印刷製本費が見込額を下回ったことによるものでございます。

2 款総務費でございますが、予算現額12億2,349万3,000円に対しまして、支出済額9億8,317万6,884円で、不用額は2億4,031万6,116円でございます。

その内容といたしまして、1 ページ、総務管理費でございますが、予算現額12億2,292万1,000円に対しまして、支出済額9億8,308万6,464円で、不用額は2億3,983万4,563円でございます。不用額の主な理由は、帳票等の印刷製本費や電算処理システム整備委託料が当初見込み額を大幅に下回ったためでございます。

2項選挙費でございますが、予算現額24万6,000円に対しまして、支出済額1万7,000円で、不用額は22万9,000円でございます。不用額の主な理由は、会議会場として無料の会場を使用したこと等によるものでございます。

3項監査委員費でございますが、予算現額32万6,000円に対しまして、支出済額7万3,420円で、不用額は25万2,580円でございます。この不用額の主な理由は、選挙費と同様に会議会場として無料の会場を使用したこと等によるものでございます。

なお、3款予備費につきましては執行いたしておりません。

4款諸支出金、1項後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金につきましては、支出済額22億599万9,286円となっております。

歳出合計としまして、予算現額34億3,683万4,000円に対しまして、支出済額31億9,096万7,920円で、不用額は2億4,586万6,080円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細につきましては、7ページから19ページに記載しております。

次に、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額34億3,686万6,000円、歳出総額31億9,096万8,000円、歳入歳出差引額2億4,589万8,000円で、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の2億4,589万8,000円でございます。

次に、24ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、広域連合の備品で、10万円以上の物品を記載しております。

基金でございますが、これは平成19年度に後期高齢者医療制度臨時特例基金を積み立てたもので、決算年度中増減高、決算年度末現在高とも同額の22億599万9,000円でございます。

なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果を説明する書類もあわせまして提出いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

根来議長 提案理由説明が終わりました。本件について、発言の通告がありますので、これを許可します。

神田議員。

〔14番 神田隆生君 登壇〕

神田議員 第1号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計決算報告の件」について、2点質問いたします。

第1は、監査委員からの大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見書の中で、7ページに当たりますが、「歳出予算について、多額の不用額を計上するとともに、頻繁な予算流用を行っているが、平成19年度の予算編成段階において、各事務事業に要する経費の正確な積算が困難であり、結果として、予算額とその執行額に乖離が生じたことについては、やむを得ない事情があったものと

認められるところである。今後、予算編成を行う際には、事業の実施手法等を綿密に検討し、限りある財源を有効に活用するように努めることが必要である。」というふうに指摘をされておりますが、このことについてのご見解を問うとともに、頻繁な予算の流用と指摘されていますが、その中身についてご説明いただきたいというのが第1点です。

それから、第2点は広報について質問いたします。幾つか広報のパンフレットやポスターが出されたというふうに思います。この年度、今年4月からの制度実施に向けてそうしたポスターやパンフレットなどで広報がされてきました。この間の広報の中心は保険料についての内容となっております。実際にこの医療内容については、広報という点では弱かったというふうに思っています。同時に、医療内容については変わらないと、これまでの老人保健法のもとでの医療内容とこの後期高齢の医療内容は変わらないというふうな方向での広報内容が散見されたというふうに思うんです。ポスターでもそういうものがありましたけれども、このパンフレットでも読み方によれば、医療機関等で病気やけがの治療を受ける際は、これまでの老人保健制度と同様というふうなところだけ切ってしまうと、何ら変わらないというふうな理解がされてしまいます。

さらに、これはちょっと決算と外れますけれども、今年度発行されたパンフレットでは、トピックスということで、長寿医療制度の被保険者となられた場合も、74歳までのときと変わらず必要な医療を受けることができますというふうに説明をされていますけれども、今回のこの後期高齢者医療制度そのものは過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容を差別、制限するという制度設計に当初からなっておりまして、そういう点では現段階でいろいろ医療内容については紆余曲折がありますけれども、実態としては出発段階ではそういう制度設計になっておるものですから、そういうものについてこうしたこれまでと変わらないということを一方向的に言い連ねる広報というのはいかなものかという2点についてご答弁いただきたいというふうに思います。

根来議長 松本事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

松本事務局次長兼総務企画課長 お答え申し上げます。

ただいま19年度決算にかかわりまして、まず1点目といたしまして、不用額が非常に多いというご指摘なり、流用も頻繁に行われているという監査委員さんの意見にかかわってご質問いただいております。

私どもこの19年度予算につきましては、市町村の予算編成との関係もございまして、18年の10月時点でこの広域連合の予算の原案を作っております。そういう関係もありまして、当然予算の算定に当たりましては可能な限り見積もりを徴取いたしまして、それを根拠に予算を編成したわけですがけれども、結果としまして、例えば一般管理費で需用費というところで5,847万ばかりの不用額になっておりますけれども、これらにつきましては、当然のこととございまして、パンフレットの印刷経費などにつきまして一般競争入札を行いました結果、当初の見積もりよりも3割、4割安く入札の結

果が出ましたので、それが幾つも重なりまして不用額が発生をしているというふうに考えております。

また、例えば役務費でも1,390万ほど出ておりますけれども、これは郵便料金の割引制度を最大限有効に活用いたしました結果、そういうふうな決算の不用額というふうになったというふうに思っております。

また、電子計算機費のほうの使用料や賃借料も、やはりここでも3,500万程度の不用額ということになっておりますけれども、実際当初の見積もりよりも結果として安く賃借料についても借り得ることができたというふうなことでございまして、そういう点、監査委員の方々にも説明をして、一定ご理解を得ております点、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、広報の内容にかかわりまして、特に医療内容についてのご質問がございました。この点につきましては、昨年の秋の議会の際にも医療内容についてご質問いただいたわけですが、その当時はまだ後期高齢にかかわります新しい診療報酬の体系がどうなるのかというのは具体的に出ておりませんでしたので、議会の場でもご質問があったんですけど、我々としてはこうなりますよというふうになかなか言えませんというふうに確か答弁をさせていただいたと思っておりますけれども、その上で20年度に入りまして、厚生労働省はじめ医療内容にかかわってのいわゆる政府の見解というのも出ておまして、我々、先程ご紹介ありましたこのパンフレットの中に書かれておりますように、いわゆる長寿医療制度の被保険者となられた場合も、74歳までのときと変わらず必要な医療を受けることができますというふうに記載させていただいておりますけれども、我々医療の実態としまして、別に75歳からになったからといって大きく医療内容が変わるとか、そんなことはないというふうに認識しておりますので、このパンフレット内容は決して間違っただけのものではないということで、是非ともその点をご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

根来議長 神田議員。

〔14番 神田隆生君 登壇〕

神田議員 ご答弁いただきましたが、予算の流用という点についてはご答弁がなかったかというふうに思います。

それから、パンフレットやポスターの広報の件なんですが、確かに現段階ではいろいろ紆余曲折があって、取りあえずこれまでの診療を高齢者の皆さん、後期高齢の皆さんが受けられるという状況はありますけれども、もともとの制度設計というのは75歳以上の人を74歳の医療制度から別立てにして、別の診療報酬体系にして、そこに入ってもらくと、保険料も天引きだという、高齢者の皆さんの大きな怒りを買った中で、今ちょっと止つてると、いろいろ見直しもかけようという議論も政府内でも行われてるというふうな状況ですので、今の局面では、今年出されたパンフレットもあながち間違いではないというふうに思うんですけれども、しかし、出発点の制度設計そのものがそういう医療制度を別立てにして、高齢者の皆さんに過酷な制度を押しつけるということですので、そういう今の答弁で

はやっぱり不十分で、かと言ってこの広域連合が医療差別を押しつけますというふうなことにはなりませんけれども、少なくともこれからの医療内容についても、別立ての方向でどんどんいこうとする医療制度について、それを変わりませんよというふうな言い方でいくめるような広報であってはならないというふうに思いますので、改めてその点についてご答弁いただきたいというふうに思います。

根来議長 松本総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

松本事務局次長兼総務企画課長 大変失礼いたしました。予算の流用にかかわっての点でございます。流用の件数は74件ございますけれども、その主なものは、広域連合システムと各市町村の端末とつなぎますネットワークの整備の予算を委託料として我々当初予定をしておったんですけれども、実際上は各市町村ごとの工事業者に工事費として請け負っていただくというふうな形になりましたので、43市町村それぞれの工事もございましたし、その後の機構改革等に伴います整備等もございまして、結果的には委託料から工事請負費に予算を流用せざるを得なかったということでございますので、その点是非ともご理解をお願いしたいと思っております。

それと、医療内容の点で、再度どうなんだということ言われてるわけですがけれども、先程来申し上げておりますように、年齢によって、仮に医療の内容について差別があるということは、これは決して我々としては許されることではないと思いますし、そういう意味では、ポスターなりパンフレットに記載しておりますように、高齢者の方々、後期高齢者の方々にふさわしい医療を今後とも提供していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

根来議長 質疑は以上でございます。

これより採決に入ります。

〔「議長、暫時休憩を求めます」の声あり〕

根来議長 暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時46分 再開

根来議長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

質疑についてはこれで打ち切ります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

根来議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、これを許可します。

高岡議員。

〔 10番 高岡優子君 登壇 〕

高岡議員 10番の高岡でございます。

私たちの国では、いつ、どのような病気になっても、病院での窓口負担はかかった医療費の3割以内で済みます。がんなどの医療費が高額になった場合でも、負担の限度額がさらに低く設定されていますので、安心して治療を受けることができます。この安心の医療制度を支えているのが、日本が世界に誇る国民皆保険制度ですが、少子高齢化、人口減少が進み、医療の内容も高度化する中で、この制度を将来にわたって維持するのが非常に困難になってきております。

平成19年から平成22年にかけて、団塊の世代を中心に約1,000万人が定年を迎えます。今まで税金を払い、福祉を支えてきた人たちが、次第に税金を払わなくなり、福祉の受け手に変わるというわけです。何の制度改革もせず、このまま放置すると、保険料と税金を納める人が減少する中で、急増する医療費の負担に限界が訪れるのは誰の目にも明らかであります。年を取れば取るほど病院通いをすることが多くなるのは当然です。それに従い医療費も伸びてくるのは当然でございます。私たちはそれらの現実から目をそらすことはできません。17年後には団塊の世代が後期高齢者になります。一体誰がこの膨大な伸びの医療費を払うのでしょうか。窓口負担で医者にかかった人が払うのか、個人が払う保険料か、会社が納める保険料か、現役世代からの税金か、それともほかにもいい方法があるのか、一体どこをどのように増やせばいいのでしょうか。私たち自身もこの問題に真剣に向き合う必要があります。安心の医療制度は、今現在だけのことではなくて、将来のことも考えなければなりません。

長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度は、75歳以上の老人保健制度が抱える様々な問題点を解決するために、10年にわたって議論を経て、制度化したものであります。これまでの老人保健制度は各市町村が運営し、高齢者が多い市町村は運営が著しく厳しく、財源が足りないと一般財源から繰り入れ、会社関係の健康保険組合からも拠出してもらってきました。一般財源、各健康保険組合というと、それは現役世代の税金と現役世代の保険料ということになります。急速な高齢化に向け、それらがどんどん増えると、高齢者が多い市町村はたちまち行き詰まり、各健康保険組合も現役世代からの保険料を青天井に老人医療につぎ込むことに懸念の声も上がっていました。また、保険料をとってみても、国保の保険料は各市町村によってまちまちで、最大で5倍の差があり、扶養家族の人は保険料を払わなくてもよいなど、高齢者間で納める保険料に不公平感がありました。医療内容にしても、高齢になればなるほど慢性疾患も多くなり、治療が長引くことが多いのに、若い人と同じように次々検査、どんどん薬、いわゆる薬漬け、検査漬けの医療でいいのか、もっと高齢者に寄り添った、いわゆるかかりつけ医の制度とか必要ではないのかといった議論もありました。何の対案もなく、単に後期高齢者医療制度を廃止すべきという声がありますが、後期高齢者医療制度を廃止するということは、またこの問題だらけの老人保健医療制度に戻ってしまうということになり、何の解決にもなりません。

批判するのはたやすいですが、対案がなければ無責任というものです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかかった医療費から窓口負担を取り除いた医療費を、税金で5割、若年者で4割負担し、あとの1割を75歳以上の高齢者で公平に負担してくださいというものです。負担の割合を明確にし、75歳以上の医療費を国民みんなで支え合う仕組みとしてつくられ、運営も各市町村から都道府県単位の広域連合ということになりました。

そこで質問ですが、件名1、改善された長寿医療制度について。要旨1、今回所得の低い方に対する保険料の見直しがなされ、当初の2割、5割、7割の軽減に加え、9割軽減などが段階的に実施されていますが、9割軽減などの措置がとられることにより、以前より保険料が下がる人は何人になるでしょうか。また、その方たちは75歳以上の何%に当たるでしょうか。

続きまして、9割軽減などの措置をとることにより、広域連合としては保険料の収入が減ることになりますが、それが他の人の保険料にはね返り、全体として保険料が上がるのではないのでしょうか。

以上のこと、まずお答えいただきたいと思います。

根来議長 隅野資格管理課長。

〔資格管理課長 隅野 巧君 登壇〕

隅野資格管理課長 それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、本年7月に後期高齢者医療に関する条例を改正いたしまして、所得の低い方に対する保険料の軽減措置を行いました。その内容は2点ございまして、1点目は、被保険者均等割額に関する軽減でございます。所得の低い世帯に属して、被保険者均等割額について7割軽減を受けている被保険者について、軽減割合を20年度については一律8.5割に引き上げました。その結果、本広域連合においては、本軽減の対象となる方の被保険者均等割の年間負担額は6,900円となりました。もう一つの軽減につきましては、所得割額に関する軽減でございます。基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方、年金収入のみの場合であれば、その収入が211万円以下の方については、所得割額の一律5割軽減を行いました。8月の異動賦課ベースの数値で見ますと、被保険者均等割額の8.5割軽減の対象となった被保険者は約27万人、被保険者全体に占める割合は36%、所得割額の軽減対象となった被保険者は6万2,000人、被保険者全体に占める割合は8.3%となっております。

また、その財源に関しまして申し上げますと、この軽減に係る金額は、20年度については均等割額の軽減分が約20億円、所得割の軽減分が約7億6,000万円となっております。本軽減分については、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、国から全額補てんされることになってございます。

以上でございます。

根来議長 高岡議員。

〔10番 高岡優子君 登壇〕

高岡議員 ただいま、9割軽減を加えることによりましてたくさんの方が軽減になったという、ある意味完璧とは言いませんけれども、取りあえず政府の素早い見直しによりできたのではないかなと

思っております。

〔傍聴席で発言する者あり〕

根来議長 傍聴者は静かにしてください。

高岡議員 見直しに関しましては、何も決めないで見直さずにそのままいくよりも、なるべく早く問題点が見つかったときには見直していくと、こういう柔軟な姿勢が今のところとられていると思っております。

続きまして、次の質問でございますが.....

〔傍聴席で発言する者あり〕

根来議長 傍聴者は静粛にしてください。でなければ退場願うこととなります。

高岡議員 続きまして、後期高齢者医療制度に関する府民からのお問い合わせですね。それにつきまして今現在、特に75歳以上の方のお問い合わせどのようなものがあるのでしょうか。そして、府民の方の安心に向けてどのような対応がされてるのかお尋ねしたいと思います。

根来議長 松本事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

松本事務局次長兼総務企画課長 ただいま高岡議員のほうから府民の方からの問い合わせ対応についてのご質問がございました。この府民の方々からの問い合わせにつきましては、制度が始まりました4月もしくはその前月の3月ぐらいにはかなり件数も多くて、特に保険料に対する苦情でありますとかそういうのが集中してあったわけですが、その件数も随分減ってまいりましたし、問い合わせの内容も、給付がもう既に始まっておりますので、本当に制度の全般にわたって多岐にわたる問い合わせになっております。保険料の額の問い合わせなり、徴収方法についての問い合わせ、従来どおりでございますし、窓口でのいわゆる1割、3割の問い合わせ、それから特に健康診断の受診券の再発行の要請といいますが、そういうのも結構毎日毎日結構な件数はございます。それから、高額療養費にかかわる部分でありますとか、そういう制度全般につきまして様々な問い合わせがございます。

また、電話だけではなくて、直接当然窓口にも来られますし、文章でありましたり、特にメールでのお問い合わせもございます。先程申しましたように、制度当初はメールなんかのお問い合わせも結構な件数ございましたので、少しお返しするときには2週間程度かかったりしたこともございましたけれども、最近は随分件数も減りましたので、3日、4日ありましたら返信ができるというふうなことになっておりまして、いずれにいたしましてもそういうお問い合わせの対象の方は75歳以上の高齢者の方でございますので、私どもとしてはできるだけ相手のお話をきちっとお聞きをして、丁寧にお返しをするということを、市町村での問い合わせ対応含めまして、広域連合としては心がけております点、申し上げたいと思います。

以上でございます。

根来議長 高岡議員。

〔 10番 高岡優子君 登壇 〕

高岡議員 ご答弁ありがとうございました。今は具体的な質問があるようにわかりました。うちの河内長野市でございますが、市でもいろいろ調べましたけれども、今のところはだんだん落ち着いてきていると、このように聞いております。

とにかくこの問題に関しましては、国民みんながいい、全員100%はないんですけどね。最大限、高齢の方も若い人も、それから各地、都会であろうが田舎であろうが、みんなが納得いくようなものをつくっていかないといけないと思っております。幸い今国のほうでも舛添大臣中心に検討なされておりますが、本当にこれは真剣に自分たちの問題として私たち議員も取り組んでいこうと思っております。

今回の改定に伴いまして、年収120万以下の方は6,900円の保険料払うことになっております。これは定額給付金が2万円もらえることになりましたら3年分になるんですね。ですから、定額給付金も早く出してほしいなと思っております。

取りあえず、今後とも広域連合事務局におかれましては、各市町村と、また、もしくは皆さんの声を国のほうへもどんどん押し上げて、そして、よりよい後期高齢者医療制度ができるようにご配慮よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

根来議長 高岡議員の一般質問は終わりました。

次に、神田議員。

〔 14番 神田隆生君 登壇 〕

神田議員 私は2点について一般質問いたします。

第1は、本広域連合議会の議員定数の拡大についてであります。私は、箕面市議会の議会改選を経て、9月の議会で、本年度が箕面市議会から広域連合議員を送る番になっていた関係で、前任者から引き継ぎ、本広域連合議員の任につかせていただきました。本会議が定数20名ということで、各市議会からも遠い、まして市民の皆さんからは本当に遠い議会となっていることをこの間も痛感してきました。

既に平成19年2月2日に大阪府市議会議長会から、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員定数に関する要望決議があげられ、そこでは、今回は諸般の事情により議員定数が20名と決定されたところであるが、今後、大阪府後期高齢者医療広域連合において、上記の観点を踏まえ早急に見直しを図られるよう要望するとされています。

本年度の課題として、府内の全市議会からあまねく議員の派遣を可能とし、加えて人口や都市の状態を加味して定数見直しに着手をするべきだと考えています。議長さんはもちろんのこと、全議員さんのご努力をいただいて、この課題は果たされるべきものですが、議員定数の極端に少ない広域連合議会という本議会の状況からいって、事務局の果たす役割は大きいものとするものです。議員定数の拡大を本年度の課題として取り組まれるよう求めて、第1の質問といたします。

第2の質問は、保険料滞納者から保険証の取上げをするべきではないという立場から答弁を求めるものです。平成20年10月31日現在の収納状況は、普通徴収1期で、市町村合計で92.9%となっています。特別徴収、収納率100%と、普通徴収を合わせた収納率である予想収納率が97.01%となっています。この間の年金課税の強化、社会保障費の保障料の引上げなど、高齢者の暮らしはますます厳しくなっています。保険料滞納者からの保険証の取上げをするべきではありません。この点についてご答弁を伺います。

2点についての質問、簡潔にご答弁をよろしくお願いいたします。

根来議長 松本事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

松本事務局次長兼総務企画課長 ただいま議員定数20名の見直しについてのご発言がございました。この広域連合議会の議員定数は、ご存知のとおり、いわゆる広域連合発足前の準備委員会時代に、広域連合の規約に明記するものとして20名というふうに定めまして、18年12月の各市町村議会でご議決を賜ったものというふうに思っております。

そのときの考え方といたしましては、広域連合は市町村で構成されておるわけですが、その設立主体であります市町村がやはり行政改革をはじめ様々な効率的な行政運営に心がけているという点でございましたり、この後期高齢者の制度が府内均一の制度でございますので、そういった意味では各市町村から必ずしも代表の方をお一人お一人議員として選出する必要性はないのではないかと、この準備委員会当時の議論経過でございます。

確かにその点にかかわりまして、市議会議長会の19年2月2日の総会場で要望なり決議が出された事実も我々十分承知をしておりますけれども、そのときの市議会議長会の経過といたしましては、当初22名というふうなこともございましたけれども、調整の結果20名ということで、最終それぞれの市町村議会でご議決をいただきましたので、我々としてはこの定数について、今直ちに何か見直すというようなことは全く考えておりませんことを申し上げまして、ご答弁にしたいと思います。

以上でございます。

根来議長 資格管理課長。

〔資格管理課長 隅野 巧君 登壇〕

隅野資格管理課長 私のほうからは、先程の保険料の滞納者から保険証を取り上げるべきでないという話についての答弁をさせていただきます。

被保険者資格証明書の交付につきましては、保険料の滞納者に対する実効性を担保するという観点から、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第7項及び法施行規則第14条に基づき交付することとされております。保険料負担の公平性の観点から、支払い能力があるにもかかわらず保険料を納付しないという極めて悪質なケースにつきましては、法令の規定に基づき厳正に対処していく必要がある

というふうに考えております。

しかしながら、対象となる被保険者が高齢であり、医療給付の必要性が高いことから、一律機械的にこの規定の適用を行うということは、高齢者の医療のアクセスを損なう危険性があるということも認識しております。したがって、被保険者資格証明書の交付に当たりましては、市町村における納付相談を通じて、個々人の事情をきめ細かく把握しまして、一律機械的な対応を行うことのないようにしていく所存でございます。

具体的な資格証明書の発行基準といたしましては、保険料の納付誓約を行って、それに基づく納付を履行している方であるとか、あるいは低所得者で保険料に関し政令軽減の適用を受けている方などについては、法第54条第4項に規定する特別の事情があると認められるものとして、その基準に該当すると判断いたしまして、適用除外の方向で現在検討を進めているというところでございます。

以上でございます。

根来議長 神田議員。

〔14番 神田隆生君 登壇〕

神田議員 2点目の件につきましては理解して、そういう方向で努力をしていただきたいというふうに思いましたが、1点目の議員定数の見直しについて、事務局から見直す考えがないというふうにお伺いして、今驚いているところです。大阪府市議会議長会でも昨年の2月2日にああいう決議があげられておるわけで、私たち市議会議員からしてもこの広域連合議会というのは非常に遠い、後期高齢者医療制度の改善、改革をこの大阪からも進めていくということであれば、会長見解で述べられておりますように、あまねくすべての議会から、そして人口の多い少ないも加味して議員を輩出して審議を行うと。各地域地域いろいろ格差があります。北の地域、南の地域、大阪でもいろんな違いがあると思いますので、そういう意味では20人がいいというふうに断言すること自身が大問題だというふうに言わざるを得ないわけで、そういう意味では事務局に任せておれないということを改めて感じまして、20人の議員の皆さん、議長を先頭に、大阪府市議会議長会の要望決議を受けた形でやっぱり議論を始めていく必要があるというふうに述べさせていただきたいし、改めてこの問題は予算議会の場でも発言をさせていただきたい。

いずれにしても、事務局でも定数拡大の検討を進めていくということは、当然大阪府議長会の要望決議を受けて検討されるべきでありますし、そのような、言い放った、今の定数を見直さないという言い方は大きな問題があるというふうに言わざるを得ませんので、その点、20人でこれからもいくと、定数を見直す気はないという発言は撤回すべきだというふうに思います。ご答弁いただきます。

根来議長 暫時休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時14分 再開

根来議長 審議を再開します。

神田議員、もう質問ございませんか。

それでは、神田議員の一般質問は終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

最後に広域連合長から閉会のごあいさつがございます。

広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会におきましては、平成19年度決算等についてのご審議をいただいたわけですが、いずれも原案どおりのご議決あるいはご認定を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも後期高齢者医療制度の運営に全力を尽くしてまいる所存であります。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

どうもご苦労さまでございました。

根来議長 これをもちまして、平成20年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 根 来 勝 利

署 名 議 員 高 岡 優 子

署 名 議 員 橋 本 邦 寿